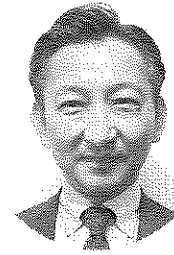


令和8年度 全国労働衛生週間を迎えて

大阪労働局長 蔭苗 浩司



皆様におかれましては、日頃から労働災害の防止活動、労働衛生・産業保健活動の向上に向けた取組にご尽力賜り、厚くお礼を申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況を見ますと、高齢化の進行など就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率は上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働く労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇に伴い、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。加えて、過労死等に係る労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多となるなど、過重労働による健康障害防止対策や小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。さらに、令和10年4月1日からは50人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化されることとなっており、職場におけるメンタルヘルス対策の重要性はますます高まっています。

業務上疾病についても引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動や高齢化などを背景として、熱中症や腰痛等の発生が増加する傾向にあります。また、政府においては、「攻めの予防医療」の推進に向け、職域においても労働者の健康保持増進措置の枠組みを活用し、疾病の早期発見・早期治療に向けた取組を進めるための検討が行われています。加えて、令和6年度から全面施行されている化学物質の自律的管理についても、その定着と推進に向けた取組を継続して進めていく必要があります。

大阪労働局では、第14次労働災害防止推進計画に基づき、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」、「石綿・粉じんによる健康障害防止対策」、「熱中症・騒音による健康障害防止対策」及び「電離放射線による健康障害防止対策」等を重点事項と位置付け、それぞれの事項に係る具体的な取組を着実に進めるとともに、さまざまな課題への対応に取り組んでいます。加えて、事業場における自主的な健康確保活動の促進や産業保健活動の充実を図るため、関係団体等と連携しながら、労働衛生に関する周知啓発や支援にも取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康で働き続けることができるよう、今年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開いたします。

各事業場におかれましては、本週間を契機として、事業場内における日常の労働衛生活動について総点検を実施し、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。特に、健康保持増進対策や女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働くことができる職場環境づくりをはじめ、ストレスチェックやリスクアセスメントの実施及びその結果を活用した職場環境の改善など、労働者の健康確保に向けた取組を着実に推進していただきますようお願い申し上げます。